



## 創立20周年特別講演会&懇親会（参加費無料！）

特別講義：桜井健夫弁護士（当会会員）

「説明義務と適合性原則の系譜」 ～上柳敏郎さんの足跡をたどりながら～等

東京投資被害弁護士研究会は、東京の3つの弁護士会で、消費者事件・投資被害の解決に取り組む弁護士間の申し合わせにより、2004年に設立された研究会です。設立から今日まで約20年間、様々な投資被害案件の解決に向けた取組みを続けてきました。

この間、2022年9月20日に、当会会員でもあった上柳敏郎弁護士が亡くなれるという、悲しい出来事もありました。上柳敏郎弁護士は、金融審議会の委員などを長く務め、全国証券問題研究会の代表も経験している証券分野の第一人者であり、私達の大事な仲間でもあります。

そこで今回、特別企画として、当会名誉代表の茨木茂弁護士、当会初代事務局長の宮城朗弁護士からお話を頂くとともに、上柳弁護士とも長年親交のあった桜井健夫弁護士（東京経済大学教授）から特別講演をお願いしました。説明義務に関しましては、2023年に重要な法改正も予定されており、この種問題を扱う方々には必見の講演になると思います。

講義後には、同じ建物内地下1階「ライブラリーダイニング日比谷」において、立食で簡単な懇親会も予定しており、いずれも参加費用は無料（！）としております。当会会員にかかわらず、参加を希望される投資被害事案を扱われている弁護士の方、消費生活相談員の方など、多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

**【日時・場所等】2023年9月15日（金）**

**講演会：午後5時30分～午後8時00分**

（日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホール・大ホール）

**懇親会：午後8時00分～午後9時00分**

（日比谷図書文化館 地下1階「ライブラリーダイニング日比谷」）

**【講演（予定）】**

宮城朗弁護士（当会創立時事務局長） 「投資被害救済と、当会が果たすべき役割について」  
メイン講義 桜井健夫弁護士（当会会員）

「説明義務と適合性原則の系譜」 ～上柳敏郎さんの足跡をたどりながら～

茨木茂弁護士（当会名誉代表） 「投資被害救済への取り組み」（仮題）

**【参加資格】** 当会会員、消費生活相談員、学者、各消費者団体関係者、投資被害救済に取り組む弁護士

**【参加費】** 無料（懇親会も無料です）

### ■ 参加申込み方法

下記 URL、または QR コードの参加申込フォームからお申し込み下さい。

<https://forms.gle/BiqgDJoR9NNszsW36>

（申込締切）9月8日（金）※必着

